

I A A オークション規定

I A A 大阪

令和 7 年 1 0 月 1 日制定

IAA オークション規定 目 次

1. 参 加 規 定	参加資格・参加契約・保証金及び入会金・登録証・メンバーズカード・ IDカード・コンピューター等設備の事故・権利・制限・義務・ 禁止行為・損害等・申告等・規定の追加、変更、削除…………… 3
2. 取 引 規 定	落札店の代金決済・出品店の代金決済・振込手数料・消費税・ 自動車税・セリ・セリ価格調整・コンダクター権限・ 商談コーナー・当日ペナルティキャンセル…………… 7
3. 解 約 規 定	任意解約・強制解約・解約手続……………12
4. 出 品 規 定	出品の制限・出品条件・出品店義務・出品制限車・出品ブロック・ 出品手続き・出品票記入方法・出品内容の変更、訂正・ オークション手数料・手数料・流れ車・落札車・搬入、搬出・ 長期残留車、及び放置車輛の罰則と強制処分……………13
5. 検 査 規 定	目的・出品店義務・IAA による検査・評価基準・品質基準・ 検査結果の尊重、維持……………20
6. ク レ ー ム 規 定	目的・方法・落札店義務・クレーム処理基準・免責・事実の確認…………23
7. 書類名義変更規定	書類の決裁・書類の完備・書類受付時間について・抵当権設定車輛・ 書類遅延ペナルティ・差替えペナルティ・プレート手数料・ 名義変更届出・閲覧手数料・名変遅延ペナルティ・ 各種ペナルティの差額・自動車税の再精算・ 還付請求・自動車税の未納・登録識別情報制度の対象書類について……28
8. 別 表	(I ・ II ・ III ・ IV ・ V ・ VI ・ VII)

※ トラック・建機・重機の規定は、別途定めます。

参 加 規 定

この規定は古物営業法等、監督官庁、並びに業界指導団体等の施策と指導をもとに、会場名 IAA 大阪（以下 IAA という）が開催するオートオークションの運営基準と参加者の遵守義務を定めたものです。

なお、この規定における金額表示については、消費税別の表示の無いものはすべて消費税込みとします。

（参加資格）

第 1 条 IAA に参加できる資格者は原則として次の条件を満たし、IAA が参加を認めたものとします。また、これらの条件の変更等が生じた場合は遅滞なく IAA へ報告しなければならない。

1. 所轄公安委員会発行の『古物自動車取扱古物許可証』の所有者であり、所有後 1 年以上経過しており、行商の項目は『行商する』となっていること。
また、適格請求書発行事業者であること。
2. 設立 1 年以上で常設の販売営業所、またはストックヤードを持ち、営業を行っていること。
3. IAA で実績のある会員の紹介を有すること。
4. その他、IAA が要請する必要書類を提出すること。
5. すでに会員登録されていても、IAA の要請する必要書類の提出がない場合は取引制限、あるいは参加資格を解除する場合があります。
6. IAA 規定、及び IAA の裁定に従わない場合は取引制限、あるいは参加資格を解除することがあります。

（参加契約）

第 2 条 前条の参加資格を得た者は、次の諸手続及び審査を IAA が指定した日までに完了し、『登録証（メンバーズカード）』、及び『IDカード』の貸与を受けなければなりません。

1. 市場参加契約申込書を差し入れること。
2. 保証金を IAA に預託すること。
3. 入会金を払い込むこと。
4. IAA が要請する必要書類（連帯保証人を含む）、営業拠点の写真などを具備すること。
5. 会場施設内では IDカードを常時確認しやすい位置に着用すること。

（保証金及び入会金）

第 3 条 登録保証金については IAA が定め、次の条件にて預託します。

1. 保証金は 10 万円とします。
2. 保証金は無利息とします。
3. 保証金は会員が IAA に対して負担する債務を担保するものとします。
ただし、保証金が債務の支払い等に不足するときは IAA の指定した期日までに当該不足額を入金していただきます。

4. 保証金は参加契約を解約した場合に精算の上、払い戻します。
5. 入会金は5万円（消費税別）とします。

（登録証） 「メンバーズカード」・「I Dカード」

第4条 IAAより貸与されたメンバーズカード及びI Dカードは、オークションに参加するときこれを携行していただきます。

（メンバーズカード）

- 第5条
1. 会員はオークション当日受付にてメンバーズカードを登録することによりオークションに参加できるものとします。
 2. メンバーズカードの管理責任は会員にあるものとします。
 3. メンバーズカードによるトラブル（バイヤー席に不在時の落札、不注意による落札、買い間違い、押し間違い等）は当該メンバーズカードの会員がすべての責任を負うものとします。
 4. オークション当日にメンバーズカードを持参されなかったときは、所定の手続き後、仮メンバーズカード（スポットカード）を貸し出します。その場合、仮メンバーズカード発行手数料として1,000円（消費税別）を後日計算書にて請求します。
また、貸し出した仮メンバーズカード（スポットカード）を紛失して返却できない場合は、別途手数料として5,000円（消費税別）を後日計算書にて請求します。
 5. メンバーズカード、及びスポットカードの紛失・破損または盗難にあった場合は、速やかにIAAに申告して下さい。
 6. メンバーズカードの再発行は所定の申請書を提出していただき、手数料として5,000円（消費税別）を申し受けます。

（I Dカード）

- 第6条
1. 会員はオークション会場への入場に際してI Dカードを着用するものとし、その管理責任は会員にあるものとします。
 2. オークション当日にI Dカードを持参されなかったときは、所定の手続きの後、仮I Dカードを1枚1,000円（消費税別）にて貸し出します。貸し出した仮I Dカードを返却できない場合は、別途手数料として3,000円（消費税別）を後日計算書にて請求します。
 3. I Dカードの紛失・破損、または盗難にあった場合は、速やかにIAAに申告して下さい。
 4. I Dカードの再発行、及び会員への追加発行は、所定の申請書を提出していただき、手数料として再発行は1,000円（消費税別）、追加発行の場合は1社につき3枚目から1,000円（消費税別）を申し受けます。
 5. I Dカードの発行限度枚数は、1社につき5名以内とします。（代表者本人及び社員の方に限ります。）

(コンピューター等設備の事故)

第7条 コンピューター及び設備等の不測の事故によりオークションが運営できないときは、IAAの裁定に従っていただきます。

(権利)

第8条 会員はIAAの主催するオークションに車輛を出品、または落札することができるものとします。

(制限)

第9条 1. IAAは必要に応じて、個々の会員の参加、出品、落札、及び落札額を制限することができるものとします。

2. IAAは会員について、与信限度額を設定することができます。

与信限度額を超えても、セリに参加できますが、限度額を超えた落札車の搬出は、入金確認後の出庫となります。

又、与信限度額は、IAA事務局により直近3ヶ月程度の取引を参照し随時更新致しますが、都度の連絡は致しませんので、お気になる方は事前にご確認願います。

尚、限度額に限らず、落札台数に関しましても事務局にて制限する場合があります。

3. 会員が落札車輛代金等の支払を遅延している間は、次週以降のオークションにおいて出品車輛を落札する権利を有しないものとし、また、IAAは遅延手数料を徴収する権利を有します。

(義務)

第10条 オークションにおける出品・成約・落札等すべての取引はコンピューターシステムで処理され、参加者はこのシステムによる取引結果を遵守しなければならないものとします。

(禁止行為)

第11条 次の行為を禁止します。また、場合によりIAAの判断によりペナルティを科すこともあります。

1. 名義貸しによる出品・落札、メンバーズカード・IDカードの貸与、POS端末機の代行操作等の行為。
2. 一般消費者（ユーザー）及びIAAが認めた方以外をIAA会場内に同伴する行為。
3. セリ前、及びセリ後の直接商談。
4. IAA会場内での放歌高吟、暴言暴行等、会場の秩序を乱す行為、並びに品位を損なう行為。
5. 事務所カウンター内、調整室等への立ち入り。
6. 「出品車」を出品店自らセリ参加する行為。または、それに類似する行為。
7. 落札車輛及び名義変更書類等に対する名義人への直接の問い合わせ。
(ペナルティは{5万円+IAAが認めた実費}とします。)
8. 所定の場所以外に出品車や自家用車を駐車すること。
9. オークション参加にあたり、知り得た個人情報にIAAの許可なく使用すること。
10. その他、法令、及び規則等に違反する行為をすること。

(損害等)

第 12 条 オークション開催中にやむを得ぬ事情によりセリ不能となったとき、参加者取引上の損害があっても IAA は損害賠償の責任を負わないものとします。また、天災（地震・台風・水害・雹・落雷等）による不測の諸事情による出品車の損害について管理責任は免責とします。当該出品車のセリが終了している場合の所有権は、セリ結果に準ずるものとします。

(申告等)

第 13 条 会員は入会時の登録事項（商号・住所・電話・その他の内容）に変更があった場合は、必ず所定の変更届に、IAA が要請する必要書類を添付の上、直ちに報告すること。

(規定の追加、変更、削除)

第 14 条 今後の規定の追加、変更、削除は F A X、出品車リスト、会場内に掲示（1 ヶ月程度）する等により告知します。

(会員情報の提供)

第 15 条 1. I A A は、円滑なオークション運営の実施を目的として、走行距離メーター改ざんの関与情報、支払遅延情報、退会処分情報、倒産情報、古物営業法違反情報、反社会情報等を一般社団法人日本オートオークション協議会に提供します。

2. I A A が一般社団法人日本オートオークション協議会に提供した前項の情報は、同法人の参加会場によって共有されます。

3. I A A は、一般社団法人日本オートオークション協議会から取得した他会場における会員の情報を参考にして、取引の制限措置を実施することがあります。

取 引 規 定

(落札店の代金決済)

- 第1条 1. オークション計算書記載の落札車の代金、自動車税預かり金、名義変更保証金、諸手数料、消費税、預託済みサイクル料金等は、オークション当日を含み7日目の正午まで（開催翌週の火曜日正午まで）に銀行振込で支払うこととします。
- 但し、入金後出庫会員は、開催週の金曜日までとなります。
- 尚、銀行振込による支払の受付はIAA営業日（月～金曜日※土・日・祝日は除く）9時30分より午後5時までにIAA指定口座に着金したものを当日扱いとします。
- また、同開催日に成約車両がある場合は、相殺にて支払うこととします。
2. クレーム、キャンセル等により調停中の場合で落札店への支払が発生する予定であっても、一旦は計算書の請求金額を支払うこととします。
3. 振込手数料は、会員の負担とします。
4. 現金による入金は、止むを得ない場合のみ受け付けます。
5. 手形・小切手による入金は、受け付けません。
6. オークション会場へ直接現金持込による支払の場合、受付時間は月～金曜日の午前9時30分より午後5時までとし、土・日曜日は受け付けしません。オークション当日は午前9時30分よりオークション終了後1時間までとします。
- ※ 受付時間以外は入金処理ができませんので、特に入金確認後出庫の方は注意して下さい。

(出品店の代金決済)

- 第2条 1. 当該開催日の成約車全ての譲渡書類がIAAに到着した日の翌銀行営業日に銀行振込により支払います。また、同開催日に落札車両がある場合は相殺にて支払います。
2. 諸手数料は、相殺にて支払います。
3. 上記の原則とは別に、車両代金都度払いシステムも利用できます。
- ・当該オークションの成約車両の内、希望の方にはIAAで書類を受け付けた分のみの精算支払いを致しますが、事前に書面によるお申し込み、ご登録が必要です。
 - ・落札車両がある場合は、落札金額を相殺した金額の支払とします。
 - ・未収がある場合は、未収金額を相殺した金額の支払となります。
- ※ 成約と落札の両方の車両がある場合の落札車両の書類の発送は、代金決済後であり、成約車両の書類が全てIAAに到着した翌日となります。

(振込手数料)

- 第3条 銀行振込手数料については、振込する側の負担とします。

(消費税)

- 第4条 1. 成約・落札車両代金、諸手数料等には法で定められた消費税を申し受けます。
2. セリ価格表示盤に表示される車両価格には消費税は含みません。
3. その他、計算書・請求書には消費税を明記します。

4. 福祉車輛

福祉車両の消費税について中古車として売買される際に、対象装置の不良、欠品等の不具合が判断できないため、消費税を計上することとします。

ただし、出品店による非課税申告または、落札店による非課税申告に出品店が承諾した場合、落札店は出品店へ消費税相当額の支払いを免除されるものとします。

また、非課税申告は書類発送後、発送日を含む10日を期限として受け付けるものとします。

なお、仕入れ時と販売時における消費税の差額（課税・非課税）に関しては、年末もしくは年度末の消費税の納付申告時において精算手続きをとっていただきますようお願いいたします。

（自動車税）

第5条 1. 検査付車輛の自動車税は当該年度まで完納されているものとします。

2. 検査付車輛の自動車税は、原則として、オークション開催日の当月分までを出品店負担とします。

未納の場合、これに対して発生する延滞金は出品店負担とします。

（ただし、IAAの判断により別途特別ルールを設定し精算する場合があります。）

3. 検査付き車輛（軽自動車を除く）の移転登録に伴う自動車税の精算は、自動車税相当額として月割り計算を行います。その為、検査付き車輛落札時には、年度内未経過相当額を預かり登録結果により精算します。

（例：3月開催分は、12ヶ月分、4月開催分は11ヶ月分をお預かりします。）

4. 軽自動車で検査付車輛を落札した場合、開催年度内の自動車税は出品店負担とします。名義変更保証金として落札店より1万3千円を預かります。

年度末（3月）開催分の場合4月名変の車輛は保証金の中から精算し、新年度の軽自動車税は出品店において納付していただきます。

5. 上記自動車税預かり金及び名義変更保証金は名変後の写しにて毎月1回集計し、IAA所定の手続きにて返金します。

① 移転登録の場合は、自動車税相当額預かり金は全額を出品店へ支払います。

（落札店への返金はありません。3月開催分の同月中名義変更は除く。）

② 抹消登録の場合は

	AA開催月内抹消	AA開催翌月抹消
出品店へ支払	0円	1ヶ月分相当額

落札店へ支払	相当額預かり金全額	相当額預かり金－1ヶ月分
--------	-----------	--------------

名変期限を越えて抹消の場合は、開催日翌月から抹消月まで落札店負担。
 なお、自動車税免除車等で移転登録後に課税された場合は、精算の取消を行います。

- 出品店は成約時に自動車税を完納していない場合、名変コピー確認後、返金した自動車税を速やかに納付し、落札店で継続検査が受けられる状態にしておいて下さい。
 なお、3月開催分の成約車で3月中に名変が完了した車両以外の新年度の自動車税は、出品店において納付していただきます。
- 自動車税相当額（軽自動車は名義変更保証金）は、消費税課税対象として別途消費税を申し受けます。ただし3月開催時は自動車税として預かり消費税非課税となります。

（セリ）

第6条 セリはIAA独自の運営方法で行うものとします。

（セリ価格調整）

第7条 原則として立会い調整とします。

- オークション当日に不在の場合は代行価格調整ができます。この場合、出品店はIAAに対して該当車両のセリが始まる200台前までに調整価格を所定の用紙で申告していただきます。（その場合、設定価格の1万3,000円下より売り切る場合があります。）
1. において指示された調整価格は当日限り有効とし、流札後の再出品の場合は再度、調整価格を申告していただきます。

（コンダクター権限） 「価格調整権限」「再セリ」

- 第8条
- コンダクター（調整人）はセリ状況によりスタート価格を変更できる権限を有するものとします。
 - 「調整室へ来られた場合」コンダクター権限として、〇〇〇円以上は1万3,000円、〇〇〇円ぐらひは3万3,000円の調整幅を有することとします。
 - 「出品票の調整価格またはIAAに売り切り価格を指示された」場合、申告された金額以上で売り切ることとしますが、コンダクターの判断により1万3,000円下より売り切る場合があります。
 - 出品店の立合調整がない場合、調整人は希望価格に対して「3万3,000円」の調整権限を有するものとします。

※ 売却価格の目安

出品票	調整室	コンダクター権限
調整価格	〇〇〇円以上	1万3,000円下から
希望価格	〇〇〇円ぐらひ	3万3,000円下から

- 再セリはコンダクターの判断による場合のみとし、原則として行いません。

※下記の再セリは一切行いません。

- ・ノーコール（応札のない場合）車輛の再セリ
- ・スタート価格以下での再セリ
- ・最終応札価格より上での再セリ

また、再セリを行った場合は、最終応札価格のワンプッシュ下よりの
売り切りスタートとなります。

（商談コーナー）

第9条 流札車輛の購入を希望する会員は、商談コーナー横のサービス端末機にて受付を行いません。外部端末での参加の会員は、所定の用紙にてファクシミリによる受付とします。指定された用紙に購入先が先に個人名でサインし、出品店が個人名でサインをした時点で成約とします。ノーサインでも購入店の希望価格、あるいは商談受付価格で出品店が同意した場合は、その時点で成約となります。（商談受付後30分以内）出品店が流れ状態での出庫票を発行済みの場合は、商談成約時に提出すること。なお、商談コーナーにおいては、次のことを遵守すること。

1. 商談は最終応札価格の2万円以上より受け付けます。
ただし、最終応札価格が20万円以下の場合は1万円以上より受け付けます。
2. 商談、出品店変更、落札店変更、ペナルティキャンセル、当日の抹消依頼等、受付時には、IDカードを提示し、会員番号、出品番号を申し出ること。
（電話による受付はいたしません。）
3. 当該車輛セリ終了後5分以内は、応札順位を優先とします。
4. 商談受付後、30分以内に成立しない場合、あるいは不在の場合は流札とします。
5. 流れ車の最終応札価格・成約価格・商談の有無の問合せは、下見検索システム等を利用すること。電話によるお問い合わせにはお答えできません。
6. 落札店変更、ペナルティキャンセル等で出庫票を発行済みの場合は、必ず出庫票を持参の上、申し出て下さい。
7. 外部応札での落札店の変更は同一端末間のみとします。
8. オークション終了をもって商談受付を終了とします。
9. 以下の商談は原則として受け付けません。
 - ・電話連絡による商談
 - ・セリ中、すでに出庫されている車の商談
 - ・キャンセル車の商談
10. 出品店、購入店とも商談保留時間は、連絡後最大30分とします。
 - ・出品店は商談申込の連絡を受けた時間から30分以内に最終価格の提示をしない時は、出品店からの商談流れとし、以後の商談も受付しないものとします。
 - ・購入店に最終価格の提示後30分を超えた時点で、当該商談は流れとなり後順位の申込店へ商談をすすめます。
11. 商談落札車の当日ペナルティキャンセル（買い間違い等）は、受け付けません。

(当日ペナルティキャンセル)

- 第 10 条 1. 当日ペナルティキャンセルの受付時間は落札店・出品店の一方からの申告により当該出品車セリより 2 時間以内、オークション終了後は最長 1 時間以内とします。
2. ペナルティとして申告者より 70,000 円徴収し、相手方に 50,000 円支払うとともに IAA は手数料として 20,000 円を申し受けます。
- ただし、落札金額 5 0 0 万円以上の車輛の場合は、申告者より 120,000 円徴収し、相手方に 100,000 円支払います。
- また、リユース及びリユース現状コーナーの場合、申告者より 35,000 円徴収し、相手方に 25,000 円支払います。

(ペナルティ金額に係る消費税)

- 第 11 条 I A A における全てのペナルティ金額について、その記載に係わらず、別途消費税を申し受けます。

解 約 規 定

(任意解約)

第1条 IAA 参加契約者は、参加契約を任意に解約することができるものとします。

(強制解約)

第2条 IAA は参加契約者が次のいずれかに該当する場合、事前通告することなく参加契約を強制解約できるものとし、同時にオークション参加登録（いわゆるメンバー登録）を抹消します。

なお、IAA 参加契約者は前項の強制解約に対して異議の申立てをしないものとします。
また、強制解約時、IAA の提携する会場及び参加団体への情報の提供に対しても、異議の申立てをしないものとします。

1. オークション取引上の債務につき、支払義務を怠ったとき。
2. 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生法手続開始もしくは特別清算開始の申立てがあったとき、または清算もしくは私的整理に入ったとき。
3. 手形・小切手の不渡り、銀行等の金融機関から取引停止処分を受けたとき。
4. 社会的信用を損ねる行為があったとき。
5. IAA の定めた諸規定・規約等に抵触する重大な違反があったとき。

(解約手続)

- 第3条
1. メンバースカード、及びIDカードを速やかにIAAに返却し、所定の念書（印鑑証明書を添付すること）を差し入れることとします。以上を確認した上で保証金を銀行振込にて返金します。
 2. 未収金がある場合は、保証金と相殺します。また、未収金が保証金より多い場合は、IAA が指定した日までに不足額を支払っていただきます。
 3. 成約車輛の書類・落札車輛の名義変更コピーの未入庫、及び精算済み自動車税の未納等がある場合は、すべて完了した後に保証金を返金します。

出 品 規 定

(出品の制限)

第1条 IAA はオークションの運営を円滑に行うために必要がある場合、出品車を制限することがあります。

(出品条件)

第2条 出品店及び出品車は、次の諸条件を満たすことにより出品できるものとします。

1. IAA と参加契約がむすばれていること。
2. 出品制限車でないこと。(出品規定第4条 出品制限車)
3. 譲渡書類が完備し、書類名義変更規定を充足すること。
4. IAA の検査を受けること。(検査規定第3条 IAA による検査)
5. 車検の有効期限がオークション開催日当日までの車輜は検査付で出品できます。
6. 自走可能であること。(現状車扱いを除く)
7. リモコンスイッチ、保証書等、簡単に持ち出しできるものは出品店で保管し、成約後 IAA に提出すること。車輜積込のまま落札店到着時に紛失している場合は出品店の責任とします。
8. 部品後日渡しは、出品店が IAA に送り先を確認後、1 週間以内に送料を出品店負担にて、直送すること。
(IAA では中継しません。又、着払いを条件に記載されても無効です。)
9. 出品車に出品票が積み込まれていない車輜は出品できません。
10. 8 ナンバー登録車は、検査証のコピーをフロントガラスに貼付すること。
(その際には所有者・使用者等の個人情報消していただいても結構です。)
11. リユースコーナー、現状車コーナーについては別表ⅣまたはⅥを参照のこと。

(出品店義務)

第3条 出品店は、次の事項を義務としていただきます。

1. 出品票はセリ市場における契約書とみなしますので、明確かつ慎重に記入すること。
2. 出品店は出品車輜の検査を行い、エンドユーザーの立場に立って、その仕様、品質、不具合、欠品、程度等を誠実に申告すること。
(出品車の不具合箇所があるにもかかわらず故意に申告しなかった場合、IAA は出品店に対して、参加制限、参加停止、参加契約の解約などのペナルティを科す場合があります。)
3. 出品店は出品票に車名・年式・形状・グレード・装備等の基本事項を必ず記入すること。
4. IAA の検査結果については、出品店が責任を負うものとします。
5. 検査切れの出品車は出品店側で IAA 搬入前にプレート切りを厳守すること。
(場内でのプレート切りは禁止です。)

6. オークション当日に限り、開催日の翌々月までの検査期限の車輛について、落札店より抹消の依頼が出た場合、出品店は IAA にナンバープレート外しを依頼し、プレートを受け取った後に抹消登録を完了して書類を提出すること。(当日抹消依頼)
その結果、出品店へ車輛代金の支払いがストップする場合、車輛代金都度払いシステム、あるいは抹消登録代行制度（有料 1 万円 消費税別）を利用することが出来ます。
7. 出品店義務違反の罰則は、次の通りとします。
 - ・ ガス欠 1,000 円（消費税別、3 リットル）
(ただし、落札車輛搬出時のガス欠は落札店負担とします。)
8. テレビ・ナビ・リモコン・保証書等、簡単に持ち出しできるものは出品店で保管し、成約後、IAA に提出することとします。
(車内積込のままで盗難等に関しては出品店責任となります。)
9. 成約書類、及び付属品等の送付に関して、書留・配達記録・宅配便等の配達時に受領した記録の残るもので送付願います。
上記以外で万一紛失した際は、出品店の責任とし、IAA では責任を負いかねます。
10. 落札店からクレーム、及びトラブルにかかわる申告があった際は、IAA の調停に協力し、調停が難航した場合は IAA の裁定に従うこと。
11. 出品店は個人情報保護法による名義人の個人情報保護につとめること。
(成約書類に関する個人情報を IAA に提出することを、情報取得時に名義人に説明した上で、提出願います。)

(出品制限車)

- 第 4 条
1. 盗難車・接合車（通称ニコイチ）・車体ナンバー改ざん車・差押え車・抵当権付車・現営業ナンバー車等。
 2. 軽自動車を除く、検査付車輛のナンバープレートの欠品車および封印の欠品車。
(いわゆる名変中プレート後日、封印欠での出品)
 3. エンジン、ミッション、デフ、足回り欠品車。
 4. 車輛運送法等により車検に受からない車輛。(部品交換等で可能なものは除く)
 5. 未登録の国産車、及び輸入車。
(輸入車の予備検付車輛で翌月末まで予備検査期限のあるものは出品可)
 6. ジェットスキー・ボート等の船舶、原付・自動二輪等の單車とその規格に類するもの、及びボート用等のトレーラー。
 7. その他、検査員及び IAA の判断により出品を制限することがあります。

(出品ブロック)

- 第 5 条 各ブロックの各コーナーは別途定めます。
1. 前日ブロックとは、オークション開催日前日の午後 5 時までに搬入された出品車輛。
(ただし、出品票が積み込まれていない車輛は対象外となります。)
 2. 当日ブロックとは、オークション開催日前日の午後 5 時から、オークション当日の午前 10 時までに搬入された出品車。
(ただし、出品票が積み込まれていない車輛は対象外となります。)
 3. 各出品コーナーのレーン指定、番号指定はできません。

(出品手続き)

第6条 出品店は、次の手順により出品手続きを行うものとします。

1. 出品票に基本事項を記入し、出品店義務を履行したものをダッシュボードの上、または、助手席の上に置くこと。
2. 所定の搬入時間内に IAA に搬入すること。
3. 所定の IAA 出品車置き場に係員の指示に従って整然と並べること。
4. 当該開催で流れた車輛、及び落札した車輛を、引き続き次の開催に出品する場合、土曜日の正午までに申し出れば、出品手続きを IAA に委託することができます。
ただし、代筆による間違いは、一切その責任を負わないものとします。

(出品票記入方法)

第7条 **誤解を招く様な紛らわしい、不適切な記入の仕方は絶対にしないで下さい。(クレーム対象)**

1. 会員番号、会員名、スタート価格、希望価格は必ず記入すること。
(空欄の場合は、出品取消、または流札扱いとなります。)
2. 出品コーナーの指定を記入すること。
(空欄の場合は、IAA が指定するコーナーとなります)
3. 年式とモデルが違う場合は、必ず出品店記入欄(注意事項欄)に明記すること。
(軽自動車の普通車再登録を含む。年式欄には検査証の初年度登録年を和暦で記入し、出品票にはモデル年式を記入すること。)
4. グレード欄は正規のグレードを記入、パッケージ、記念車、限定車も記入すること。
記入なき場合は、「不明」と見なします。
5. 車歴表示で、レンタアップ、営業車等は、所定の欄に記入すること。リース車は自家用車扱いとします。記入なき場合は、「自家用」とみなします。
(新車から一度でも上記履歴がある場合は、必ず車歴として記入すること。)
6. 標準装備の部品が欠品、及び不良の場合も記入すること。
7. レスオプションの場合は、レスした部品を記入すること。
8. 出品票に記入する場合、その部品が不良ならば明記すること。
9. 前期、後期、及び前期モデル、後期モデルと記入する場合は、その車輛の年式をベースに、モデルチェンジ、マイナーチェンジした時点を境としてその年に限り前期、後期を区別すること。
10. ワンオーナー車とは、新車登録時から同一使用者名義であることが基本ですが、商品車登録の名義変更はワンオーナーとみなします。ワンオーナー状態の車を移転抹消した場合の最終所有者は古物許可証を有しない者であっても、ワンオーナーとみなします。
11. 出品車輛が、標準乗車定員以外の場合は必ず記入すること。
12. 輸入車、逆輸入車等はディーラー車・並行車(新車並行車とは、新車輸入時に通関証明コピーを有する車輛)、ハンドル位置(左H・右H)、及びモデル年式を記入すること。
13. 走行距離の記入は通常、現オドメーターの走行距離を記入しますが、10万単位の表示の無い車輛(軽自動車等)で10万km以上走行しているものは、その実走行距離を記入すること

14. 走行距離が不明の場合、別表Ⅰ参照
メーター改ざん車「＊」
メーター交換車「\$」
走行不明車「#」を必ず明記すること。
15. 外装色のカラーNo.を記入すること。(色替車の場合は、記入しないこと)
16. 色替車の場合は、色替え記入欄に「色替車」と記入し外装色は現在色を明記すること。
不適切な記入はクレーム対象となります。一色⇄ツートンにした場合も色替とします。
ただし、F・Rバンパー、プロテクターモールの塗装については色替としません。
17. 車検付車輛の出品で、「自賠責なし」は受け付けません。出品票に記入したままセリを行っても無効となります。(出品店で自賠責を加入していただきます。)
18. コーシヨンプレートのない車輛を出品する場合は、出品店記入欄にその旨を記入すること。(製造時からコーシヨンプレートがない車輛はクレーム対象となりません。)
19. 「新車保証書」及び「取扱説明書」がある場合は、各欄に丸印を記入すること。
(車内には積み込まないで成約後、譲渡書類と一緒に事務局に提出すること。車内に積み込んで、紛失・盗難にあった場合は出品店責任とし、クレーム対象となります。)
20. 名義変更中で出品の場合は、軽自動車に限り出品店記入欄に「名義変更中、ナンバープレート後日」と記入すること。また、プレートNo.記入欄にも「名義変更中」と記入すること。軽自動車以外でナンバープレート後日渡しとなる場合は、出品できません。
また、ナンバープレートの封印が欠品の場合は、出品を保留し封印取り付け後の出品となります。
21. 検査が無い場合は登録ナンバーを記入しないこと。
22. 8ナンバー登録車は登録内容(キャンピング車、放送宣伝車等)を記入の上、装備品欄に欠品、もしくは改造内容等も記入すること。
23. ホワイトボディ乗せ替えについては出品店記入欄に明記すること。
24. 預託済リサイクル料金額欄には、その車輛の預託済金額を記入し、未預託の場合は記入しないで下さい。リサイクル料金とは、リサイクル券のA券またはB券の預託金額合計額とし、C券記載の資金管理料金は含みません。
(金額欄空白の場合は、預託済みであっても車輛代金に含む判断になります。)
預託済み金額の記入のあったものについては、預託済としてセリを行ない、計算書にて車輛代金とは別扱いとします。預託金の過剰申告が発覚した場合は、再精算をします。
ただし、落札店からの申告は、書類発送後10日以内とします。
25. 後日送り部品の取り扱いについては、以下の通りとします。

【出品店】⇒

- ① 部品後日渡しは、出品店がIAAに送付先を確認後、1週間以内に直送するものとします。
- ② 送料は全て出品店負担とします。(出品票に着払いの条件を記入されても無効になります。)
- ③ IAAでは一切中継しません。IAAに連絡無く送られてきた部品は、“着払い”にて返送もしくは、送料を請求させていただきます。ただし、同じ出品店より2回以上IAAに送られた場合は、無条件に“着払い”にて返送します。

- ④ “ノーマル部品有り”等の記入の場合は、出品票の書き方にかかわらず上記と同様の扱いとします。

【落札店】⇒

- ⑤ 落札店は書類発送後10日（発送日を含む）以内に申し立ての無い場合、クレームは免責となります。

26. セールスポイント欄の【ユーザー仕入車】の定義と、ユーザー&初出品コーナーについては、別表Vを参照して下さい。

（出品内容の変更、訂正）

第8条 出品票、及び出品リストの掲載内容が異なっている場合、出品店はIAAに申告しなければなりません。異なった内容の全責任は出品店が負うものとします。

1. 申告は当該車輛のセリ開始200台前までにIAAに申告し変更・訂正すること。
なお、調整室での出品内容の変更は一切受け付けません。
2. オークション開催日までの変更・訂正はIAAまで電話で連絡し、担当者名を必ず確認しておいて下さい。また、FAXでの変更、訂正依頼の場合も変更・訂正がなされているか、電話で確認して下さい。
3. 元々出品票に記入してある内容を「不明」または「？」に訂正できません。
正確な内容が不明な場合は、出品を取り消して下さい。

（オークション手数料）

第9条 各コーナーのオークション手数料は、別途定めます。

（手数料）

第10条 各手数料は次の通りとします。

1. 出品票の代筆手数料は1,000円（消費税別）とします。
2. ナンバープレートの取り外し・取り付けは、各2,000円（消費税別）とします。
3. 出品票の郵送料は実費とします。
4. 出品受付後の出品取消しは、事由を問わず手数料は返却しません。
（取消車輛の搬出は、オークション当日の午後1時以降で、当該車輛のセリ順位終了後となります。）
5. 出品番号が確定した後、出品制限車であることが判明したときでも、手数料は返却しません。
6. 抹消登録の代行手数料は1万円（消費税別）を申し受けます。
7. キャンセルの場合のオークション手数料は、1万円、または2万円とします。（別表Ⅲ参照）この場合、当初の出品・成約料は出品店に返却し、落札料は落札店に返却します。

(流れ車)

第 11 条 流れ車はオークション開催週の土曜日の正午までに引き取るものとします。

1. 流れ車は開催週の土曜日の正午を過ぎると自動的に再出品となり、再出品手数料を申し受けます。
2. 再出品でコーナー、価格変更、及び訂正事項があれば、土曜日の正午までに IAA 営業課に、電話で連絡して下さい。
(再出品の場合、前回の調整価格は無効となりますので、改めて申告し直して下さい。)
3. オークション当日、出庫票を指定の箱に投入しておけば、再出品代行手数料が無料で再出品となります。ただし、投入後の再出品取消・搬出・コーナー変更は一切できません。価格変更、及びリスト内容の訂正については、出品規定第 8 条出品内容の変更・訂正に基づき訂正できます。

(落札車)

第 12 条 落札車もオークション開催週の土曜日の正午までに引き取るものとします。

したがって、開催週の土曜日の正午を過ぎると自動的に再出品となり、出品手数料を申し受けます。

再出品時のスタート及び調整価格の指示がない場合は、出品取消（流札）扱いとなります。

(搬入・搬出)

第 13 条「搬入方法」

1. 出品車以外の搬入は厳禁とします。
2. 搬入時間を厳守すること。
3. 出品票を確認の上、IAA 担当者の指示に従い、出品車置き場に整然と搬入すること。

「搬出方法」

1. IAA は原則として陸送の手配はしません。
2. 出品車以外の車輛の搬出は、IAA 営業課の許可が必要です。
3. 車輛の搬出を陸送会社に依頼せず直接引き取る場合は、各会員のメンバーズカードを使用し、出庫票発行機で出庫票を取り出して下さい。
4. 各出品車の番号札と車輛を確認の上、出庫票に引取者名（出品店または落札店）を記入してから出庫票と番号札を一緒に IAA 係員に渡し、出庫許可を得てから出庫すること。
5. 出庫票がない場合は、番号札と IAA の確認印がある引取車輛出庫許可申請書を係員に提出し、出庫許可を得てから出庫すること。
6. 出庫の際、IAA の指示によりメンバーズカード、ID カード及び運転免許証等の身分証明書の提示をしていただくことがありますので必ずご用意下さい。
7. 出庫の際、現車と出品票を確認して異常の有無をよく調べてください。搬出後の損傷、盗難等に関して、IAA は一切の責任を負いません。
8. 搬出時に、IAA の係員が車内及びトランク内のチェックを行う場合がありますので、ご協力をお願いします。
9. オークション当日の搬出は、午後 1 時以降で、当該車輛のセリ順位終了後となります。

(落札車輛の搬出遅延ペナルティ)

第 14 条 オークション開催翌週水曜日から、1 日あたり 1,000 円とします。

なお、徴収に応じない時は保証金より差引くものとします。

また、長期残留車、及び所有者不明の放置車輛の場内外における事故損傷、盗難等については、I A A は一切責任を負いません。

検 査 規 定

(目的)

第 1 条 IAA で取扱う出品車の品質表示、取引における良好な市場環境の維持を目的とします。

(出品店義務)

第 2 条 1. 出品店は出品規定に基づき出品車の点検を行うものとします。
2. 出品店は出品車輛の点検結果を出品票に正確に記入し、その結果について責任を有するものとします。
3. 出品店は、IAA の品質検査による見落としがあっても、出品店としての責任を有するものとします。

(IAA による検査)

第 3 条 1. IAA における全ての出品車輛は、IAA の検査員による品質検査を経て出品するものとします。
2. 検査員は IAA の検査員資格基準を満たし、認定を受けた者とします。

(評価基準)

第 4 条 評価基準は、次の通りとします。

- S 点 登録 1 年以内で、走行 1 万 k m 以内。 無傷、無補修。
- 6 点 登録 3 年以内で走行 3 万 k m 以内。
内外装ともほとんど無傷、無補修で加修の必要がないもの。
- 5 点 内外装とも軽微な加修をすることにより、6 点に準ずるもの。
補修跡が 1 ～ 2 パネルで極めて良好なもの。
(内外装評価が、A 以上) 走行 5 万 k m 以内。
4. 5 点 内外装とも軽微な加修をすることにより、5 点に準ずるもの。
ボルト取り付けの外板パネルの交換は 1 パネルまで。仕上げの良好なもの。
キズ、凹みが少々あるもの。走行 10 万 km 以内。
- 4 点 目立つキズ、凹み、錆が数カ所あり加修の必要と思われるもの。
钣金塗装済みで、良好なもの。内装に汚れ、コゲ等が少々あるもの。
コアサポート、エンドパネル等に小さいシワ、歪みがあるもの。
オールペイント済で、良好なもの。走行 15 万 k m 以内。
色替車（全塗装及び、ボディ部分の腰下部の塗り替え）
※バンパー、プロテクターモールの塗装は、色替車としない。
3. 5 点 大、小の钣金や加修を必要とするもの。部分的に塗装ボケのあるもの。

内装に目立つ汚れ、コゲ等があるもの。
 コアサポート、エンドパネル等に、損傷、加修があるもの。
 機関、機構等に軽度の不具合のあるもの。
 走行不明および改ざんの車輜。
 リアフェンダー等の溶接部品を交換したもの。(2パネル以上でも同じ)

3点 内外装の状態の悪いもの。塗装が広範囲にボケていて状態の悪いもの。
 数カ所に腐食、穴のあるもの。外品サンルーフ等のルーフ改造車。
 機関、機構等に不具合の大きいもの。

2点 粗悪車。スクラップに近い状態のもの。

1点 冠水歴車。 消火器散布跡車。

R点 修復歴車。職権打刻車。(一部の外車を除く)

現 事故現状車。 不動車 等。
 ※エンジン内部の改造、規格外エンジン乗せ替え、社外ターボ、等の部品
 を取り付けした車輜。ミッション乗せ替え(AT⇔MT)、ハイドロ装着、
 社外エアサス装着、ボディUP車は記入の上、車輜の状態に応じて評価点が
 入ります。

(内外装補助評価)

- A 気になるダメージのないもの
- B 軽微な加修を必要とするもの
- C 加修を必要とするもの
- D 大きな加修を必要とするもの
- E 全体的に大きな加修を必要とするもの

(検査表記 記号)

瑕疵記号の意味と程度の範囲

- | | | |
|-----------|--------|----------------------------|
| A (キズ) | A 1 | 10cm 程度のキズまで |
| | A 2 | 20cm 程度のキズまで |
| | A 3 | 40cm 程度のキズまで |
| | A 4 | A 3を超えるもの |
| U (ヘコミ) | U 1 | ゴルフボール大 程度のヘコミまで |
| | U 2 | テニスボール大 程度のヘコミまで |
| | U 3 | サッカーボール大 程度のヘコミまで |
| | U 4 | U 3を超えるもの |
| W/P (補修跡) | P | ペイント補修跡のあるもの |
| | Pムラ・ボケ | 容易に確認できる補修跡、仕上りの悪いもの(色違い等) |

	W	板金補修跡のあるもの
	Wムラ・ボケ	容易に確認できる補修跡、仕上りの悪いもの
Pアセ		パネルの塗装面にツヤが無く、褪せたもの
Pハゲ		パネルの塗装面が剥げたもの
S（錆）	S 1	ゴルフボール大 程度の錆まで
	S 2	テニスボール大 程度の錆まで
	S 3	サッカーボール大 程度の錆、またはそれを超えるもの
C（腐食）	C 1	ゴルフボール大 程度の腐食まで
	C 2	テニスボール大 程度の腐食まで
	C 3	サッカーボール大 程度の腐食、またはそれを超えるもの

（品質基準）

第5条 IAA は、修復歴車、冠水車、接合車、改造車等の品質基準を次のとおりとします。

1. 修復歴車とは、次のいずれかに該当する車輛とします。
 - ・サイドメンバー、及びクロスメンバーが破損したもの、及び交換、修正したもの。
 - ・支柱が狂っているもの、及び交換、修正したもの。
 - ・インサイドパネル（インナー）を交換、修正したもの、または要するもの。
 - ・ルーフを交換したもの。
 - ・フロア、トランクフロアの交換、修正したもの、または要するもの。
 - ・その他、IAA にて修復歴車に該当すると判断したもの。
2. 冠水車とは、次のいずれかに該当する車輛とします。
 - ・水害や浸水により、水または泥等が室内に流れ込み冠水したもの。
 - ・IAA が冠水車、及び冠水車の疑いと判断したもの。
3. 接合車とは、通称ニコイチ（2台以上の車輛を接合して作った車）で、部分的な中古部品の交換は可。（IAA 判断による）
4. 改造車とは、次のいずれかに該当する車輛とします。
 - エンジン内部の改造、規格外エンジン乗せ替え、社外ターボ等の部品を取り付けた車輛。
 - ミッション乗せ替え（AT⇔MT）、ハイドロ装着、社外エアサス装着、ボディUP車等。
 （IAA 判断による）

（検査結果の尊重、維持）

第6条 IAA の検査員が行った検査結果及び評価点は IAA の検査員以外のものが訂正・抹消することはできません。

なお、出品票の記載事項を改ざんした者は嚴重処分とします。

クレーム規定

(目的)

第1条 この規定は、IAA に出品される出品車に於いて発生する品質問題について、これを建設的に解決し、オークションの公益性と秩序の維持をはかることを目的とします。

(方法)

第2条 1. 問題の解決にあたっては出品店、落札店双方の規定に基づいた前向きな理解と協力によることを第一の方法とします。
2. 解決にあたっては IAA が仲介し、規定に定められた範囲により調停を図るものとします。
3. 出品店、落札店双方に理解度、協力度が不足することにより解決が難航するときは、IAA が総合的な判断をもって裁定を行います。
4. IAA が裁定した結果には、出品店、落札店双方ともこれに従っていただきます。
5. IAA の裁定に従わぬ場合は、オークションへの参加制限、参加停止等のペナルティを科すものとします。

(落札店義務)

第3条 落札店は、出品車輛を落札し購入する際に十分な下見を行って下さい。各外部端末からの落札においても、各種下見サービス等を利用し、車輛確認を行って下さい。また、落札後もクレーム申告期限内に落札車輛が出品票と相違がないことを確認し、クレームの場合は IAA を通して申告して下さい。その際、IAA からの依頼に対して、1 週間以上落札店からの連絡がない場合、あるいはキャンセル決定後、1 週間以内に当該車輛が IAA に到着しない場合は、特別な事由を除いてノークレームとなることがあります。

なお、出品店、及び前名義人に迷惑がかからぬよう、名義変更完了前の走行使用、陸送（自走による移動）等については管理を徹底して下さい。

1. 「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減に関する特別処置法」『自動車NOX・p m法』を適用される車輛が出品されていますが、地域により適用の有無がありますので、落札しようとする際には十分注意して下さい。落札店からのクレームは受け付けません。
2. 8 ナンバー登録車（キャンピング車、放送宣伝車等）は各陸運支局により基準が異なるため、装備品に関するクレームは免責とします。
3. 保証書及び後日部品（リモコン、キーレス、ナビロム等）に関して、書類到着後も未着の場合は速やかに申告して下さい。書類発送後10日で免責となります。作動不良の後日送り部品のクレーム申告期間は現物発送日を含む5日以内とします。
4. 名義変更完了前に走行使用し、出品店に駐車違反、めいわく駐車、スピード違反、車輛放置など警察から旧名義人への呼び出し、その他の問い合わせ等の迷惑等が発生した場合、{ペナルティ 5 万円+IAA が認めた実費} を落札店に請求します。

5. 検査付車両で現車にナンバープレートがついていなかった場合の申告は、搬出するまでとします。その期間を過ぎてからの問い合わせでプレートが無かった場合は、落札店にて処理していただきます。
6. 落札店は付随して入手した（譲渡書類・自賠責保険・保証書・点検記録簿・その他記載の）一切の個人情報を移転登録等、IAA の認めた適正な目的以外に使用しないものとします。

（クレーム処理基準）

第4条 クレーム、及びトラブルの申立の受付、及び処理基準は次の通りとします。

1. クレーム等の受付期間は開催日を含む6日以内（開催翌週の月曜日午後5時まで）としますが、内容により受付期限が異なるものがあります。また、出品店への連絡は受付後速やかに行いますが、電話等で連絡がつかない場合は、連絡がついた時点で受け付けしていただきます。
（クレーム期間の延長は行っておりませんが、後日送り部品等でクレーム期間内に確認出来ない場合は、後日部品発送後5日以内の受付とします。）
2. クレームの処理は部品供給、相応の値引きをもって解決することを基本としますが、契約の解除（キャンセル）で処理する場合もあります。
3. クレームの内容がメーカー保証の範囲内の場合は、メーカー保証にて処理していただきます。ただし、保証書の名義変更に手数料を要する場合、出品店は手数料の一部を落札店に支払うものとします。
4. 輸入車及び事故修復歴車は、基本的にはノークレームですが、エンジン・ミッション・デフの本体と、輸入車は評価点R点修復歴車になる場合には受け付けます。
（出品制限車や出品票の書き間違い等もクレーム対象とします。）
5. 事故等で、エアバックの作動済は明記して下さい。記入のない場合は欠品扱いとなり、クレーム対象となります。
（出品票に表示していない場合でも、エアバック標準装備の場合はクレーム対象となります。）
6. 盗難等による消火器散布車は1ヶ月以内の受付で落札店よりキャンセル出来るものとします。
（出品制限車ではありませんので、出品票で申告することにより出品できます。）
キャンセルの場合、陸送代とキャンセルペナルティの支払とし、加修費等の支払は発生しません。
7. 商談での落札は、エンジン・ミッション・デフの本体、評価点R点修復歴車になる場合には受け付けます。
（出品制限車や出品票書き間違い等もクレーム対象となります。）
8. P/W、P/S、オーディオ、マフラー、触媒、ショック（特殊サス・ショックは除く）の不良については、搬出するまで（開催週の土曜日の正午まで）の受付とし、登録3年未満で、走行距離6万km以内の車両とします。
9. A/C（IAA 指定部品）、オルタネーター、サンルーフ、パワーシート、スターターモーター、電動カーテン、特殊サス（TEMS・エアサス等）、純正ナビ本体等の不良については、登録5年未満で、走行6万km以内の車両とします。

10. 標準装備品の欠品、不良及び外品、規格外装備品などで明記していない場合。
(ただし、免責金額を超えるもの。)
11. レスオプションで、レスした部品を記入していない場合。
12. 内外装（ガラス含む）のクレームは免責ですが、オークション終了後1時間以内、かつ検査員の確認で評価に違いが生じる場合（ $A \rightarrow B \cdot A \rightarrow C$ ）のみ受け付けます。
13. 色違いのクレームは、オークション当日（終了後1時間以内）で、カラーNo.記入の場合は、カラーNo.を優先します。
14. 年式とモデルが違う場合。
15. 自家用・リース以外で車歴表示がされていない場合。
(レンタアップ・営業車・特殊用途車等、新車から一度でも履歴がある場合は、必ず記入すること。未記入の場合は、自家用とみなしますので、注意願います。)
16. 積算計の不良は、開催日を含む6日以内（開催翌週の月曜日午後5時まで）の受付で落札店よりキャンセルペナルティ、加修費等の支払いは発生しません。
17. 出品票に正しく記載すべき事項が記載されていない場合や、誤解を招くような不適切、紛らわしい書き方をした場合。（IAA判断）
18. ドア、形状の書き違いはオークション当日（終了後1時間以内）の受付とします。
V⇔W等の場合は、5日以内（開催翌週の月曜日午後5時まで）とします。
19. 検査付車両でオークション終了時に現車にナンバープレートがついていない場合は、落札店からの申告により、オークション当日（終了後1時間以内）のみ無条件キャンセル（ノーペナルティ）を受け付けます。ただし、軽自動車出品票に「ナンバープレート後日渡し」と記入している場合を除きます。
20. 検査期限の書き違い（書類発送後10日以内）
 - ①軽自動車・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ヶ月 3,000円（消費税別）
 - ② 小型車（5・7No.）、小型貨物車（4No.）・・・・・・・・1ヶ月 5,000円（消費税別）
 - ③普通車（3No.）、普通貨物車（1No.）・・・・・・・・1ヶ月 6,000円（消費税別）

（6ヶ月以上異なる場合と残り月数が6ヶ月未満になる場合は落札店よりのキャンセル可）
21. 保証書の有無（書類発送後10日以内）
落札店より保証書未着または内容不備の申告があった際には、IAAから出品店への連絡日を起算日とし、出品店が15日以内に発送できない場合は、クレーム対象とします。
 - ① 保証期限内の車両 「新車保証書」とは別表Ⅱ参照
3万円～10万円(消費税別)の範囲内で落札金額の3%を目安とします。（落札店よりキャンセル可）
 - ②保証期限切れの車両
1万円～5万円（消費税別）の範囲内で落札金額の3%を目安とします。（落札店よりキャンセル可、ただし、落札金額30万円以下、またはリユース、リユース検付、リユース15、現状コーナーはキャンセル不可）
22. 評価4点以上の車両で骨格部位のダメージ（修正跡・損傷等）により、評価点が3点以下に下がる場合は、クレーム対象になります。
23. コアサポート・エンドパネル等のダメージ（修正跡・損傷等）は、評価点4.5点以上の車両でオークション当日（終了後1時間以内）の受付とします。
24. フェンダー・ボンネット・ドア等のネジ止め部品の交換は、評価点5点以上の車両でオークション当日（終了後1時間以内）の受付とします。

25. 色替車の記載がない車輜は評価点に関係なくクレーム対象になります。
26. 車台番号違いは、IAA にて支障有りと認める場合はクレーム対象とします。
27. コーシオンプレート欠品は登録10年以上、走行10万km以上であってもリスト記載がない場合はクレーム対象とします。(ただし、搬出時の確認は必要とします。)
28. 修復歴の事故検査内容違いは免責ですが、次の項目の未記入はクレーム対象となります。ルーフ交換・サイドメンバー交換(一部交換は、IAA 裁定による)・フロア交換・ダッシュパネル交換。
29. 契約の解除(キャンセル)を伴う重要クレームは、別表Ⅲに定めます。
30. その他、出品規定、検査規定等で定めた事項にそぐわない品質状況が認められた場合。

(免責)

第5条 次の行為、及び項目に該当する場合は免責としクレームは受け付けません。

ただし、IAA が免責不相当と認めた場合は、この限りではありません。

1. クレーム申し立て前、または申し立て中に第三者へ転売した場合。(オークション会場での成約も含む)
2. クレーム申し立て前、または申し立て中に加修、修理、名義変更(書類への書き込みも含む)等をした場合。
3. クレーム代金(主要部品の価格)が2万円以下の場合。
4. 落札金額が15万円以下の車輜。
(出品制限車やリスト書き間違い等は、クレーム対象となります。)
5. 初年度登録より10年以上経過した車輜。
※ただし、落札金額100万円以上の場合は、エンジン・ミッションと事故の有無、さらに出品制限車やリストの書き間違い等はクレーム対象とします。
6. 走行10万km以上の車輜及び走行不明車、改造車。(事故の有無はクレーム対象)
※ただし、10万km以上の車輜で落札金額100万円以上の場合は、ミッション本体のみ、搬出するまで(開催週の土曜日の正午まで)の受付とします。
7. 改造車。(事故の有無、出品制限車やリストの書き間違いはクレーム対象とします。)
8. 同一車輜で2回目以降のクレーム申し立て。(受付期限の異なる内容の場合を除く。
ただし、クレーム期限の(短)→(長)の場合のみ。)
9. 純正以外の部品。(セールスポイント、及び出品店記入欄記載を除く)
10. 内外装のキズ・ヘコミ・損傷。
※ただし、クレーム処理基準第4条12項の場合を除く。
11. 出品車輜に付随されて落札されたもの(ジェットスキー・ボート等)。
12. 日本国外に輸出された車輜。(いかなる理由でも、クレームは受け付けません。)
13. TV・オーディオ・エアサスキット等で、出品票に記入のない場合の盗難及び不良。

(事実の確認)

第6条 クレーム処理を公正に行うために、IAA は事実の確認を独自の方法で行います。

1. IAA に車輛を引き取った上での確認。
2. その他の方法による確認。
3. 事実の確認に要した費用は、クレームが事実の場合は、出品店負担とし、事実でなかった場合は、落札店負担とします。(IAA 判断)
ただし、見積もり等にかかる費用は、落札店負担とします。
4. クレーム内容（申告後の見積もり等）について、IAA が虚偽と判断した場合、ノークレームとします。

(並行輸入車の走行管理)

第7条 海外より並行輸入された中古自動車において、「CARFAX」「AUTOCHECK」
(米国の民間調査機関が発行する自動車走行履歴証明) を走行するを証明する書類として採用します。

- ・クレーム受付期限：開催日を含む1ヶ月または30日
- ・ペナルティ無し

書類名義変更規定

（書類の決裁）

- 第1条 1. 出品店は、成約車輛の移転登録、または新規登録に必要な書類を、当該オークション開催より9日以内（翌週の木曜日まで）にIAAへ提出して下さい。
2. 落札店は、検査付車輛の書類を受領した後、当該オークション開催日の翌月末まで、または名変期限が指定されている場合は指定日までに名義変更手続きを完了し、速やかに名変後の検査証のコピーをIAAに提出して下さい。

（書類の完備）

- 第2条 1. 書類期限について、印鑑証明書、委任状、その他名義変更に必要な書類の有効期限は原則として、オークション開催日の翌月末まで必要とします。
2. 出品票に名変期限を記入しているものは上記の限りではありませんが、オークション開催日の翌日を起算日として21日以上（翌々々週の水曜日まで）の書類期限は最低必要とし、それより短いものについては出品票に記入しても無効とします。
落札店において書類期限を切らした場合、出品店は差替える義務を負うこととしますが、それに要する日数について落札店よりの苦情は受け付けません。
3. 出品票に名変期限を記入していない場合で、セリ終了後に出品店からの期限不足承諾の依頼を落札店が了承した時に限り、出品店は譲渡書類の引渡をすることができます。
この場合、早期名変ペナルティとして出品店より2万円を徴収し、落札店に支払うものとします。
4. 検査付出品車輛で、検査満了日の翌日まで有効の自賠責証券の添付されていないものは、リストにその旨を記入しても無効となり、書類を受け付けません。（出品店にて加入していただきます。）
5. オークション開催日の翌々月1日より車検有効期限の短い普通車を検査付で成約した場合、継続検査用納税証明を添付すること。
（名変期限付出品であっても同様とし、添付の無い場合は書類不備の扱いとします。）
開催日と同年度内に検査期限が満了する車輛につきましては、原則として継続検査用納税証明の添付をお願いします。ただし後日、請求後の提出は可能とします。継続検査用納税証明書の請求受付は、車検満了日の1ヶ月前より開始します。落札店より請求があった際には、IAAから出品店への連絡日を起算日として、10日以内に提出することとします。到着日が11日目以降になった場合は、納税証明提出遅延ペナルティとして1万円を請求します。（以降、10日ごとに1万円加算）
納税地以外での発行、取得は時間がかかると予想されますので、出品店には請求後の迅速な対応、落札店には、あらかじめ余裕を持った請求をお願いします。

6. 名義人死亡書類、名義人破産（裁判所判定許可申請付書類・法人解散後清算を結了している場合）、W移転書類（いずれも抹消書類は除く）は出品不可とし、書類は受け付けません。成約後に判明した場合は、一旦出品店名義に変更していただきます。
（落札店よりのナンバープレート回収が必要となる場合は、落札店の了解を必要とします。）
万一出品店名義への名変が不可能な場合は、10万円のペナルティで落札店に書類を受け取って頂くことになります。その際、不備がでましても落札店名義に変更することが可能な書類を早急に揃えることでご了解のほどお願いします。上記ペナルティは、書類遅延ペナルティとは別にお支払いします。
7. 検査なし出品にもかかわらず、移転登録用譲渡書類が出品店より届く場合がありますが、抹消謄本が原則であり、書類不備として受け付けません。
（検査なし出品車のナンバープレート外し忘れには、ご注意ください。）
8. 法人名義の自賠責保険の譲渡証は必要に応じて、出品店に請求します。その場合、出品店は速やかに手配し、IAAまで送付して下さい。
9. 書類の落札店への送付は、代金精算日（銀行振込確認日）の翌日の発送となります。ただし、成約車の書類が未着（一部不備を含む）の場合は、落札車の書類の発送は致しません。
10. 他府県登録のみ有効となる委任状は、原則として受け入れません。
（ただし、落札店が該当する登録地域でない場合は例外とします。）
11. 事業用ナンバー（緑ナンバー・黒ナンバー）、及び広報車・緊急車輛等の登録のままで出品はできないものとし、出品店に自家用の登録をしていただきます。
（但し、抹消している場合は除きます。）
12. 自賠責保険の使用の本拠が沖縄県や離島等で保険料が本土と違う場合は、車輛の本土内移転登録の完了後、差額を出品店負担とし、落札店にて自賠責保険を本土で使用可能な状態にさせていただきます。
13. 預託済リサイクル料金額が申告されている車輛は、預託証明書（リサイクル券）を添付すること。（添付のない場合は、書類不備とします。）
（預託済であることを確認した押印、シール貼付は預託済とします。）
14. 現状レンタカー登録のままで出品は可能です。移転登録、抹消登録ともに通常の手続きで可能ですが、同管轄内での移転登録の場合においても、登録番号の変更が必要になりますので、ご注意願います。

（書類受付時間について）

- 第3条 成約車輛の書類の受付時間は、月～金曜日の午前9時30分より午後5時までとします。
午後5時以降に到着したものについては翌日扱いとします。
ただし、オークション開催日は、オークション終了後1時間まで当日処理分の受付を行います。
また、土・日曜日の書類受付は行いません。

(抵当権設定車輛)

第4条 抵当権設定車輛、または差押え等の事実が成約後に判明した際には、出品店責任ですべての費用を負担し、抵当権または差押え解除の処理をすることとします。また、IAA から出品店への連絡日を起算日として5日以内に処理ができなければ、下記の書類遅延ペナルティが発生します。また、落札店の選択によりキャンセルもできます。

(契約解除を伴う重要事項のクレーム 別表Ⅲ)

(書類遅延ペナルティ)

第5条 1. オークション当日を起算日とし

- ・ 10日目から発生 1万円

(開催日翌週の木曜日午後5時着までペナルティは発生しません。)

以後21日目まで、1日につき2,000円を加算(土、日曜日もカウントします。)

- ・ 22日目～ 一律10万円
- ・ 遅延日が22日目より落札店の意向によりキャンセルできるものとします。

《キャンセルの場合》

- 22日目～ 10万円+オークション手数料+実費

※実費とは落札店における損害金額とし、販売利益は含みません。

2. 書類の一部不備なもの、ナンバープレートの外し忘れにより抹消されていないもの、有効期限が短い為に差し替えを要するもの等、不備書類として仮受付をしたものは、正当な書類が揃った時点での受付とします。抹消や差し替えが遅れた場合、上記と同様の書類遅延ペナルティの対象となります。
3. 書類が落札店に到着後に、一部不足が判明する場合があります。この場合、IAA から出品店への連絡日を起算日として、書類が完備し IAA に再入庫するまでの日数と、オークション当日から当初書類が IAA に入庫した日までの合計日数が9日以内でなければ、書類遅延ペナルティの対象となります。
また、その書類の発送後不備が、差し替えを必要とする場合は、落札店からの不備返送書類が IAA に到着した日を起算日として、上記と同様に合計日数が9日以内でなければ、書類遅延ペナルティの対象となります。
落札店は、書類到着後の内容確認をよろしくお願いします。
4. 名変中等の為プレート後日渡しとなり、プレートの到着が出品店の発送忘れ等で遅延した場合も、書類遅延ペナルティに準じます。(IAA から出品店への連絡日を起算日として、上記3と同様に合計日数9日以内。)

(差替えペナルティ)

第6条 書類の期限を切らして差替えをする場合は、次の通りのペナルティとなります。

1. ディーラー・専業者名義、ユーザー名義の場合 3万円
※ユーザー名義で実費が3万円以上かかる場合は IAA の判断により、その要した実費とします。
2. 名変期限 出品票記載の場合 1万円
3. 書類紛失・盗難による一式再発行や書き損じによる書類差替えには、IAA の判断によりペナルティ金額を別途設定します。
なお、書類差替えの場合、旧所有者が記入する欄を未記入で提出し
その欄を落札店が書き損じた場合は差替えペナルティは免除となります。

(プレート手数料)

第7条 検査なし車輛で現車にプレートがついたまま落札店に届き、落札店が抹消を希望する場合、出品店よりプレート手数料として 5,000 円（消費税別）を徴収します。

(名義変更届出)

第8条 1. 落札車輛の名義変更は開催日の翌月末まで、もしくは翌月末より短い期日がある場合、その指定日までに完了し、名変コピーを速やかに IAA へ送付して下さい。

2. 名変期限が翌月末より短い車輛（期限付出品車輛）を落札した場合、出品店の申告期限内に名義変更が完了していなければ名変遅延ペナルティの対象となります。

3. 開催日の翌々月の 10 日までに名変コピーが IAA に到着したものに限り、通常通りの自動車税預り金及び名義変更保証金の精算を行います。以後の自動車税・保証金・ペナルティ等のクレームは受け付けません。

4. 郵送もしくは、FAXにて名変コピーを送付される場合は、オークション開催日、回次、出品番号を送り状、または名変コピーに必ず記入して下さい。記入がない場合は受入できないことがあります。

5. 軽自動車の転入手続きに際しては、軽自動車変更（転出）申請書を所轄市区町村に提出し、前所有者・使用者に税請求が発生しないようにして下さい。

6. 出品店は、受け取った名変コピー記載の個人情報 を IAA が認めた適正な目的以外に利用しないこととします。又、取扱いには充分注意して下さい。

(閲覧手数料)

第9条 1. オークション開催日の翌々月の 10 日を過ぎて名変コピーが IAA に届かない場合、IAA で現在登録証明をあげますので手数料 1,000 円（消費税別）以上を徴収し、あわせて自動車税預り金を没収します。

2. オークション開催日の翌月 20 日頃に「名変お伺い書」、翌々月 3 日頃に「名変督促状」を FAX、または、郵送にて送付しますので、必ず確認の上、名変コピーを送付して下さい。

送付いただいた名変コピーで写りが悪い場合等がありますので、特に FAX 送信された場合は送付枚数と受信状況を電話にて確認して下さい。

3. 軽自動車の名義変更保証金も、オークション開催日の翌々月 10 日を過ぎて名変コピーが IAA に届かない場合は没収します。

(名変遅延ペナルティ)

第10条 1. 落札車の名義変更が翌月末より遅れた場合、遅延ペナルティとして 2 万円を徴収します。

出品票に翌月末より短い名変期限を記入しているものについては、その期限内に名変されていない場合は、1 万円を申し受けます。ただし、著しく書類の到着が遅延した場合や、一部不備等の原因があった場合には、差替えペナルティもあわせて、IAA の判断により徴収する金額を変更する場合があります。

2. 軽自動車の名義変更後のコピーが入手できないと IAA が判断した場合は、さらに 1 万円を追徴します。

3. 2月開催以前（または、3月開催のオークションで3月中に名変期限の条件付）の落札車の名義変更が3月末までにできなかった場合、年度越えペナルティとしてさらに1万円を徴収します。

（各種ペナルティの差額）

第11条 各種ペナルティには金額に違いがあることを理解していただき、出品前に自社名義に変更する等注意して下さい。

※ 前月の落札車を今月に名変期限付出品される場合に、最終落札店が名義変更を遅延した時は、受け取りと支払いのペナルティ金額に差額が生じることがありますが、IAAではペナルティの差額に対して補填は行いません。

（自動車税の再精算）

第12条 落札店が移転登録後、同一年度内に抹消登録をした場合、落札店からの申告により自動車税相当額の再精算ができるものとします。

抹消登録をした翌月を起算日として、年度末迄の未経過相当額を出品店へ請求し落札店へ支払う「逆請求」を行います。（計算書の訂正欄にて精算）

ただし、抹消登録をした月の翌月10日迄にIAAに抹消登録のコピーを提出することとします。

その際、必ず「移転登録後抹消再精算」等とわかり易く記入して下さい。記入が無い場合は、再精算が出来ないことがありますので注意して下さい。

（還付請求）

第13条 IAAでは、指名債権譲渡証等の自動車税還付委任状を受け付けしません。

自動車税還付委任状の取り扱いは、各自治体により受付方法が異なります。出品店は注意して自ら自動車税還付の手続きを行って下さい。

（自動車税の未納）

第14条 1. 名義変更が完了し、出品店への自動車税返金後に自動車税の未納が判明して落札店で継続検査を受ける事ができなかった場合、自動車税未納ペナルティとして1万円を出品店から徴収し、落札店に支払います。

2. 継続検査時に自動車税の未納、滞納があった場合、落札店はIAA承諾の上、代理納付も選択できるものとします。その際出品店はIAAの裁定に従うものとします。

※ 落札店におかれましては、継続検査前に納税確認をしていただき、未納の場合には申告していただくことにより、出品店においての自税納付の促進をおこないます。

（登録識別情報制度の対象書類について）

第15条 1. 提供済みの場合

登録事項等証明書（現在登録証明）コピー 又は、「自動車検査登録情報提供サービス」閲覧画面印刷

2. 未提供の場合

登録識別情報が記載されたOCRシート 又は、登録識別情報制度端末画面印刷を名変

書類に添付することを必要とし、添付なき場合は、書類不備となります。

※情報の記載相違により登録が出来ない場合

出品店は、申告があった際は速やかに情報の提供を行わなければならないものとします。

（口頭での受付は不可。書面での提出のみとし、FAXでも可。）

この場合、IAAから出品店への連絡日を起算日として、IAAへの連絡までの日数と、オークション当日から当初書類がIAAに入庫した日までの合計日数が9日以内でなければ、書類遅延ペナルティの対象となります。

万一、名義変更期限を越えた場合、名変遅延・書類差し替え等のペナルティは発生しないものとします。